

令和6年大崎上島町議会（第1回）臨時会会議録（第1号）

1 令和6年5月23日大崎上島町議会臨時会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1 番	閑 田 大 祐	2 番	森 若 徹
3 番	渡 辺 年 範	4 番	浜 田 幸 造
5 番	尾 尻 康 二	6 番	進 藤 雅 通
7 番	水 橋 直 行	8 番	森 ル イ
9 番	上 青 木 至	10 番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

2 番	森 若 徹	3 番	渡 辺 年 範
-----	-------	-----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

書 記 岡 田 愛 子

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	谷 川 正 芳	副 町 長	小 田 博
教 育 長	佐々木 智 彦	総 務 課 長	坂 田 誠
企 画 課 長	竹 下 良 二	税 務 課 長	平 道 龍 二
住 民 課 長	亀 井 成 美	会 計 課 長	岡 田 貴 美
福 祉 課 長	川 野 義 彦	保 健 衛 生 課 長	川 本 亮 之
地 域 経 営 課 長	三 村 竜 也	建 設 課 長	藤 原 通 伸
下 水 道 課 長	下 川 昇	教 育 課 長	山 本 秀 樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

- | | |
|--------------|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 会期の決定について |
| 第 3 承認第 1 号 | 専決処分した事件の承認を求めることについて |
| 第 4 承認第 2 号 | 専決処分した事件の承認を求めることについて |
| 第 5 議案第 36 号 | 大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて |

第6 議案第37号 大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

第7 議案第38号 大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて

第8 議案第39号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまから令和6年第1回大崎上島町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開く前に、教育長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。
教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 教育長を拝命しました佐々木智彦でございます。

就任から1か月、後ればせながらご挨拶をさせていただきたいと思います。

本町の児童・生徒を取り巻く環境を見ていますと、非常に環境が充実しているの
を感じております。そんな中、大崎上島学の進化でありますとか、あるいはICTのま
すの発展、それらを前に前に進めていきたいと思いますので、どうぞ議員の皆様におか
れましては、ご指導とご鞭撻をお願いいたします。

これでご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において森若
巖議員、渡辺年範議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間に決定しまし
た。

暫時休憩いたします。

午前9時02分 休憩

午前9時30分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町税条例の一部を改正し施行する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） それでは、大崎上島町税条例の一部を改正する条例の主な改正点について説明いたします。

個人住民税関係では、定額減税に伴う改正として、令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施することに伴う規定の追加をしております。

固定資産税関係では、負担水準の均衡化を促進するため現行の負担調整措置等を3年間延長することや、一定のバイオマス発電設備についてわがまち特例の割合を定める規定の新設、また住民税と固定資産税について減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合については職権による減免を可能とする規定を追加する等の改正を行いました。

そのほか、地方税法の改正に合わせ、所要の規定の整備等を行っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第1号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正し施行する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正内容は2点あります。

1つ目は、国民健康保険税の後期高齢者支援金課税額分の限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるものでございます。

2つ目は、低所得者に係る軽減判定所得基準額の引上げです。2割減額は53万5,000円から54万5,000円に、5割減額は29万円から29万5,000円に引き上げるものでございます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより承認第2号専決処分した事件の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第36号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第36号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、地方税法第423条第6項の規定により、固定資産評価審査委員会の委員の任期は3年と決められており、現在委員をしていただいております越田昌宏氏が本年6月4

日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、同氏を引き続き委員に選任願いたく、同条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 先ほど全協で聞けばよかったことなんですけども、選任の方については問題ないんですけども、選任された方がこれから評価していくことに関して、不動産は建物と土地等が分かれています。ほんで、建物の場合の評価の仕方はどのような評価をするのか、また土地の場合は路線価格とかいろんな土地の価格の設定の仕方があるんだと思うんですが、この島においてはどのような形で路線、土地の値段が決まっているのか教えていただきたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

土地の評価額につきましては、3年に1回基準額の見直しを行っております。今回の委員会委員の業務の内容なんですけど、今現在課しておる固定資産税の評価額が適正かどうかを判断していただく委員さんになります。その中身につきましては、毎年1回評価の仕方等の研修会を開催しておりますので、そちらのほうで知識を得ていただいているところでございます。

建物につきましては、木造家屋につきましては、うちの町の固定資産税担当者が評価を行っております。鉄筋コンクリート関係につきましては、うちの県税事務所のほうがうちのほうに来町していただいて、うちの職員と一緒に建物の評価を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 建物の評価は職員さんがされるということなんですけど、建物の評価をする基準とか規則とかというもんは、マニュアルというものはあるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） はい。使っている材質とか広さ等によって基準がございま

す。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○３番（渡辺年範君） 言う意味は分かります。償却していくんでしょうけれども。

それで、建物はそういう基準で決めていくということなんですけど、土地の路線価格はもともと誰がどういうふうにして決めたもんか分かります。毎年、町のほうだったら変わっていくじゃないですか。この島の土地だったらそんなに変わらんと思うんですけども、実際にそれを評価していく人が誰なのかというのが知りたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 税務課長。

○税務課長（平道龍二君） 土地の評価につきましては、不動産鑑定士協会にお願いしております。３年に１回見直しをして、随時、毎年時点修正ということで現況に合うように、また同じく不動産鑑定士協会のほうで業務を委託して評価しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第３６号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３６号は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第６、議案第３７号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員

の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第３７号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、本年６月４日をもって任期満了となる高橋正裕氏の後任に亀山英治氏を固定資産評価審査委員会委員に選任願いたく、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

亀山氏は、長年大崎上島町職員として勤務され、経験に基づいた知識を有し、公正で適正な評価審査ができる方でございます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第３７号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３７号は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第７、議案第３８号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員

の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第３８号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、本年６月４日をもって任期満了となる長尾 孝氏の後任に石田修次氏を固定資産評価審査委員会委員に選任願いたく、地方税法第４２３条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

石田氏は、大崎上島町職員在職時には固定資産税事務に従事され、豊富な知識を有しておられ、公正で適正な評価審査ができる方でございます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第３８号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３８号は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第８、議案第３９号人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第３９号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、長谷川美千子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に対し推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

長谷川氏は、人格、識見が高く、平素より社会の実情に通じ、中立かつ公正な立場を堅持し、社会奉仕の精神をもって地域社会に密着した人権擁護活動の趣旨を深く理解されておりますので、新任の候補者として推薦するものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第３９号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案者を適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３９号は原案者を適任とすることに決定いたしました。

以上をもって本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで令和6年第1回大崎上島町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時48分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員